

監査委員 告示 第 4 号

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 28 年 6 月 2 日

塩竈市監査委員 高橋 洋一
塩竈市監査委員 菊地 進

定期監査結果報告書

- | | |
|-----------|---|
| 1. 監査の対象 | 産業環境部（浦戸振興課を除く）及び建設部 |
| 2. 監査実施場所 | 対象課施設内 |
| 3. 監査実施期間 | 平成 28 年 1 月 14 日(木)～平成 28 年 1 月 28 日(木) |

4. 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書等など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・検収状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに、事務事業の執行状況は、一部改善を要する事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。

(改善を要する事項)

[産業環境部]

緊急雇用創出事業の委託契約において、履行確認の内容が明確に分かるような書類の整備が必要である。